○厚生労働省告示第三百号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十六号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の生活保護システム及びレセプト管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の生活保護システム及びレセプト管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準は、別表のとおりとする。

二　省令附則第二条第一項の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る生活保護システム及びレセプト管理システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年厚生労働省告示第三百二号。以下「告示」という。）別表第一から別表第六までの適合基準日については、令和十一年四月一日とする。

三　省令附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道千歳市、青森県三沢市、青森県つがる市、岩手県、岩手県盛岡市、岩手県遠野市、岩手県陸前高田市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、秋田県潟上市、秋田県北市、山形県寒河江市、山形県村山市、福島県郡山市、福島県本宮市、茨城県常総市、茨城県筑西市、栃木県宇都宮市、群馬県高崎市、群馬県伊勢崎市、群馬県沼田市、群馬県渋川市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、埼玉県東松山市、埼玉県春日部市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県桶川市、埼玉県蓮田市、埼玉県鶴ヶ島市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、東京都千代田区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都足立区、東京都立川市、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都昭島市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国分寺市、東京都清瀬市、東京都あきる野市、神奈川県横須賀市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県秦野市、神奈川県座間市、新潟県長岡市、新潟県湯沢町、長野県駒ヶ根市、岐阜県美濃加茂市、静岡県浜松市、静岡県焼津市、静岡県袋井市、愛知県瀬戸市、愛知県江南市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、三重県桑名市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府高石市、兵庫県伊丹市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、奈良県三郷町、島根県益田市、島根県大田市、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県赤磐市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県府中市、広島県三次市、広島県庄原市、広島県大竹市、広島県海田町、広島県熊野町、広島県坂町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、広島県神石高原町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県柳井市、山口県周南市、徳島県阿波市、香川県高松市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、愛媛県、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県東温市、高知県高知市、高知県土佐市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、福岡県北九州市、福岡県大牟田市、福岡県筑紫野市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県糸田町、佐賀県佐賀市、佐賀県武雄市、長崎県長崎市、長崎県雲仙市、大分県別府市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県薩摩川内市、沖縄県南城市

別表（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の標準
北海道函館市、北海道小樽市、北海道旭川市、北海道室蘭市、北海道帯広市、北海道北見市、北海道夕張市、北海道岩見沢市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道北斗市、青森県弘前市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県十和田市、青森県むつ市、青森県平川市、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県久慈市、岩手県一関市、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県岩沼市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県富谷市、秋田県能代市、秋田県横手市、秋田県大館市、秋田県男鹿市、秋田県湯沢市、秋田県鹿角市、秋田県由利本荘市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、山形県、山形県山形市、山形県米沢市、山形県鶴岡市、山形県酒田市、山形県上山市、山形県長井市、山形県天童市、山形県東根市、山形県尾花沢市、山形県南陽市、福島県、福島県会津若松市、福島県喜多方市、福島県相馬市、福島県二本松市、福島県南相馬市、福島県伊達市、福島県桑折町、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県結城市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県日立市、茨城県牛久市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県取手市、茨城県笠間市	告示別表第一の02104370の項、02104450の項、02104570の項、02104590の項、02106960の項、02107190の項、02107200の項、02107580の項、02107620の項、02107700の項、02108360の項、02108600の項、02108610の項、02108730の項、02108740の項、02108790の項、02108810の項、02109120の項、02109140の項、02110750の項、02110760の項、02110800の項、02111120の項、02111760の項、02111770の項、02111780の項、02111920の項、02111930の項、02111940の項、02112170の項、02115550の項、02115560の項、02117040の項、02118950の項、02119690の項及び02120090の項の欄に掲げる機能要件
東京都昭島市、愛知県江南市	告示別表第一の02103660の項、02108600の項、02110960の項、02111230の項、02118850の項、02118860の項及び02118950の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
福岡県柳川市、福岡県糸島市、長崎県対馬市、鹿児島県垂水市、鹿児島県奄美市	